

十 公益事業を行ふ場合には、その種類	2 理事のうち一人は、定款で定めるところにより、理事長とする。
十一 収益事業を行う場合には、その種類	2 理事長及び理事の職務
十二 解散に関する事項	2 理事長は、更生保護法人を代表し、その業務を総理する。
十三 定款の変更に関する事項	2 理事長及び理事の職務
十四 公告の方法	2 理事長及び理事の職務
十五 設立当初の役員は、定款で定めなければならぬ。役員は、更生保護法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならぬ。	2 設立当初の役員は、定款で定めなければならぬ。第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されようにしてしなければならない。
十六 第二節 管理	2 設立当初の役員は、定款で定めなければならぬ。第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されようにしてしなければならない。

十七 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
十八 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
十九 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
二十 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
二十一 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

二十二 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
二十三 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
二十四 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
二十五 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
二十六 第二節 管理	2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

二十七 第二節 管理	2 第二十二条の規定による解散の事由によつて解散する。
二十八 第二節 管理	2 第二十二条の規定による解散の事由によつて解散する。
二十九 第二節 管理	2 第二十二条の規定による解散の事由によつて解散する。
三十 第二節 管理	2 第二十二条の規定による解散の事由によつて解散する。
三十一 第二節 管理	2 第二十二条の規定による解散の事由によつて解散する。

の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の更生保護法人の能力)
第三十一条の三 解散した更生保護法人は、清算の目的的範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)
第三十二条の四 更生保護法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十三条の五 前条の規定により清算人となる者がいるときは、清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害關係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)
第三十四条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害關係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)
第三十五条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を法務大臣に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)
第三十六条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了
二 債権の取立て及び債務の弁済
三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
(債権の申出の催告等)

第三十七条の九 清算人は、その就職の日から二ヶ月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。清算人は、判明している債権者には、各別に

その申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公報は、官報に掲載してする。
(期間経過後の債権の申出)

第三十二条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、更生保護法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の更生保護法人についての破産手続の開始)

第三十三条の十一 清算中に更生保護法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(清算人の選任)
第三十四条の十二 清算人は、清算中の更生保護法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破产管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公報は、官報に掲載してする。
(残余財産の帰属)

第三十五条の十三 解散した更生保護法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、法務大臣に対する清算結果の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は第十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人に譲渡することができる。

3 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)
第三十六条の十四 更生保護法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 更生保護法人の解散及び清算を監督する裁判所は、更生保護法人の業務を監督する官庁に対

し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)
第三十七条の十五 清算が結了したときは、清算人は、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)
第三十八条の十六 裁判所は、第三十二条の五の規定により清算人を選任した場合には、更生保護法人が当該清算人に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならぬ。

(不服申立ての制限)
第三十九条の十七 清算人の選任の裁判に対しても不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)
第三十条の十八 裁判所は、第三十二条の六の規定により清算人を選任した場合には、更生保護法人が当該清算人に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならぬ。

(検査役の選任)
第三十一条の十九 清除(検査役の選任)

第三十二条の十九 裁判所は、更生保護法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十一条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「更生保護法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)
第三十三条の二十 清算人は、他の更生保護法人と合併することができる。

2 合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立した更生保護法人は、合併によって消滅した更生保護法人の権利義務(当該更生保護法人がその営む事業に關し行政庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(合併の時期)
第三十四条の二十 合併の議決を要するものと定めている場合には、その三分の一以上の同意及び定款で更に評議員会の議決がなければならぬ。

2 合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(改善命令等)
第三十五条の二十 法務大臣は、更生保護法人が、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

2 更生保護法人が前項の命令に従わないときは、法務大臣は、当該更生保護法人に対し、期

ら二週間以内に、法務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 更生保護法人は、前項の期間内に、その債権者に對し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

(監督)
第三十六条の二十 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものと属する。

(不採用の効果)
第三十七条の二十 合併により更生保護法人を設立する場合においては、定款の作成その他更生保護法人の設立に關する事務は、それぞれの更生保護法人において選任した者が共同して行わなければならぬ。

2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害する債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。

(合併の効果)
第三十八条の二十 合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立した更生保護法人は、合併によって消滅した更生保護法人の権利義務(当該更生保護法人がその営む事業に關し行政庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(合併の時期)
第三十九条の二十 合併の議決を要するものと定めている場合には、その三分の一以上の同意及び定款で更に評議員会の議決がなければならぬ。

2 合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(改善命令等)
第四十条の二十 削除

第三十条の二十 法務大臣は、更生保護法人の合併は、合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立した更生保護法人の権利義務(当該更生保護法人がその営む事業に關し行政庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(合併手続)
第三十一条の二十 合併の議決を要するものと定めている場合には、その三分の一以上の同意及び定款で更に評議員会の議決がなければならぬ。

2 合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監督)
第三十二条の二十 監督

第三十三条の二十 法務大臣は、更生保護法人が、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

2 更生保護法人が前項の命令に従わないときは、法務大臣は、当該更生保護法人に対し、期

間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
第三章 法務大臣は、前項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該更生保護法人に、法務大臣の指定した職員に対しても弁明する機会を与えるなければならない。この場合においては、当該更生保護法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。
第四章 前項の通知を受けた更生保護法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。
(公益事業又は収益事業の停止)
第五章 法務大臣は、第六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行つ更生保護法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人に対し、一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
一 当該更生保護法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
二 当該更生保護法人が当該収益事業から生じた収益を当該更生保護法人の當む更生保護事業又は公益事業以外の目的に使用すること。
三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該更生保護法人の當む更生保護事業に支障があること。
(解散命令)
第六章 法務大臣は、更生保護法人が、法令に基づいてする行政手の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたりてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
(報告及び検査)

第七章 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第八章 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
第九章 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第十章 第二項の規定による立入検査の権限は、前項の規定について準用する。
第十一章 第一節 更生保護事業の認可
(宿泊型保護事業の認可)
第十二章 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。
一 名称
二 事務所の所在地
三 宿泊型保護事業の内容
四 被保護者に対する待遇の方法
五 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
六 実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
七 更生保護法人以外の者にあっては、前各号に掲げる事項のほか、定款その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況
(認可の基準等)
第十三章 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるとときは、認可しなければならない。
一 被保護者に対する待遇の方法が第四十九条の二の基準に適合するものであること。
二 更生保護施設の規模及び構造が法務省令で定める基準に適合するものであること。
三 実務に当たる幹部職員が法務省令で定める資格又は経験並びに被保護者に対する待遇に関する熱意及び能力を有すること。
四 職業紹介事業を自ら行おうとする者にあっては、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。
五 更生保護法人以外の者にあっては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況
(地方公共団体の當む更生保護事業)
第十四章 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

第十五章 地方公共団体は、宿泊型保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出した事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときは、同様とする。
第十六章 地方公共団体は、通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業の届出
(通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の届出)
第十七章 地方公共団体は、前項の届出を受けると同時に、被保護者に対する待遇の計画を立て、常に被保護者の心身の状態、生活環境の推移等を把握し、その者の状況に応じた適切な保護を実施すること。
第十八章 被保護者に対する待遇の計画を立てた場合に、社会生活に適応するために必要な能力を会得させるとともに、特に保護観察に付されている者に対しては、遵守すべき事項を守るよう適切な指導を行うこと。
第十九章 その他の法務省令で定める事項
(協力依頼等)
第二十章 認可事業者は又は第四十七条の二の届出を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出した事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときは、同様とする。

第二十一章 第二節 事業の監督及び補助
(事業成績等の報告)
第二十二章 認可事業者は、毎会計年度の終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、その終了した会計年度の会計の状況及び事業の成績を、法務大臣に報告しなければならない。
第二十三章 第二節 事業の監督及び補助
(事業成績等の報告)
第二十四章 認可事業者は、法務省令で定めることにより、その事務所に次に掲げる帳簿を備え付け、これに所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
一 被保護者に対する待遇の状況を明らかにする帳簿
二 被保護者の名簿
三 保管金品台帳
四 会計簿
五 寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿
(適合命令)
第二十五章 法務大臣は、認可事業者が、第六条第一項各号に適合しないと認められるに至ることができる。
第二十六章 第二節 事業の監督及び補助
(保護の実施)
第二十七章 宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業における保護は、法令の規定に基づく保

護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。
(更生保護施設における待遇の基準)

第二十八章 第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者をいう。以下同じ。)がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

第二十九章 前条の規定は、前項の認可について準用する。

第三十条 認可事業者(第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者をいう。以下同じ。)がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

第三十一条 認可事業者は、法務省令で定めることにより、その事務所に次に掲げる帳簿を備え付け、これに所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
一 被保護者に対する待遇の状況を明らかにする帳簿

(罰則に関する経過措置)
第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一五日法律第八号) 抄
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号) 抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一四日法律第七四号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第二百二条、第二百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第六条の規定(公布の日)

二 第百六十八条並びに次条並びに附則第三条(行政庁の行為等に関する経過措置)
この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

三 第七条(検討)
政府は、会社法(平成十七年法律第八十六条)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

四 第三条(罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 第三十八条(政令への委任)
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

六 第二条(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 二 第四条、第六条、第八条、第十条(少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第二百四十一条第一項ただし書及び第二百四十七条第一項の改正規定を除く)及び第十一条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

二 二 (経過措置)
この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

七 第二十八条(施行期日)
この法律の施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法

八 第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条(施行期日)
施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法